

議第1365号

建築基準法第51条に基づく 産業廃棄物処理施設の設置

- 卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場
その他政令で定める処理施設※の用途に供する建築物は、
都市計画においてその敷地の位置が決定しているもの
でなければ、新築し、又は増築してはならない

※一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条)

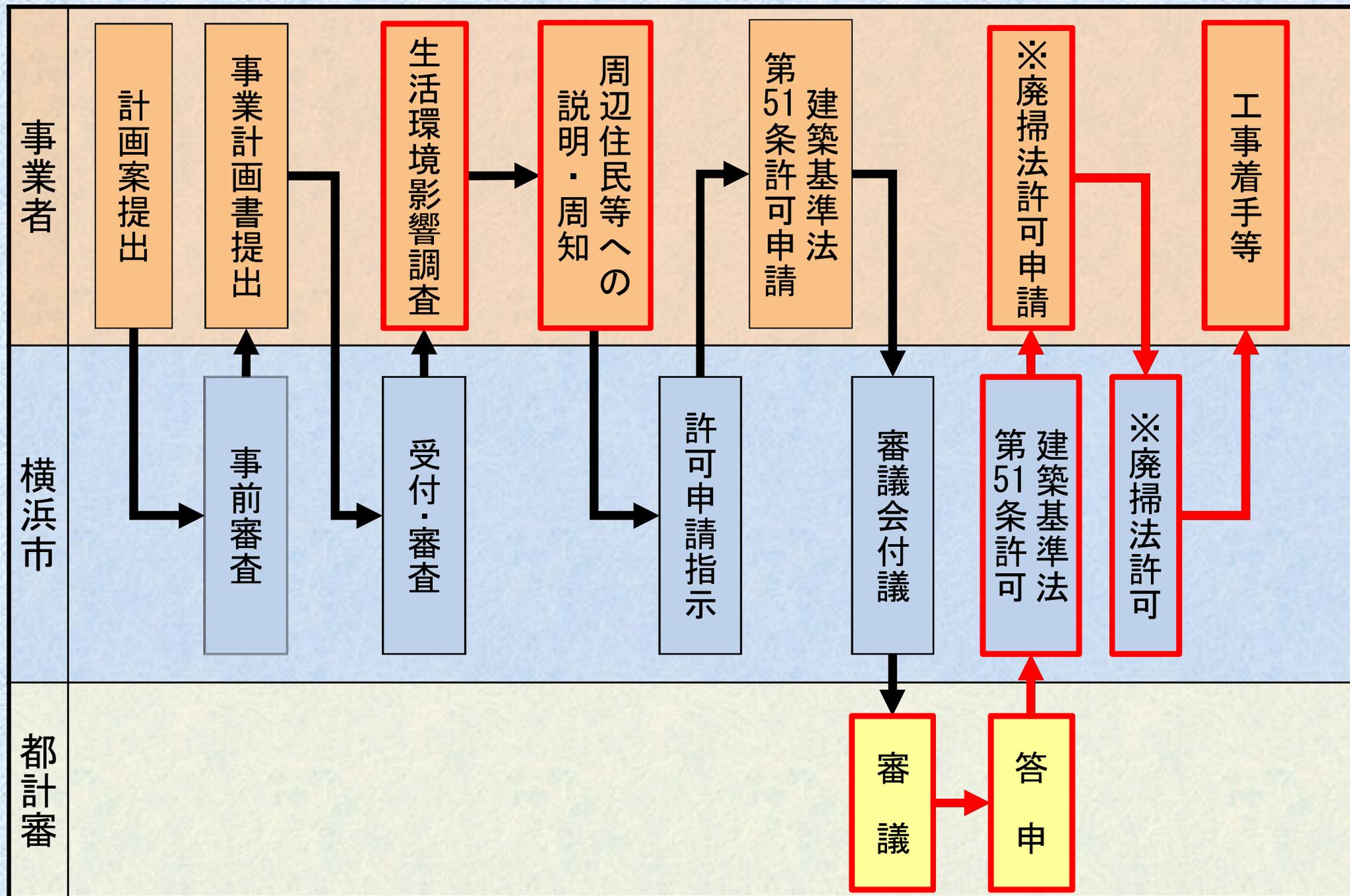
産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条)等

- ただし、特定行政庁が都市計画審議会の議を経てその敷地
の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は
政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築
する場合には、この限りでない

※本市の運用

- 市が設置する卸売市場、火葬場、ごみ焼却場 → 通常、都市計画に定める
- 民間事業者が設置する廃棄物処理施設 → 建築基準法第51条で対応

■ 処理施設の設置に係る流れ



※廃掃法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律

■ 立地

■ 道路・交通等

■ 周辺環境

■ 住民説明

※詳細は、「建築基準法第51条に基づく産業廃棄物又は一般廃棄物の処理施設に関する許可基準」を参照
(平成18年4月1日 横浜市制定)

建築基準法第51条に基づく産業廃棄物処理施設の設置

【名称】 ダイシン産業株式会社第2クリーンセンター

【申請者】 ダイシン産業株式会社

【位置】 横浜市瀬谷区北町12番地 1 外19筆

【用途地域等】 工業地域

【施設概要】

種類	産業廃棄物処理施設（中間処理施設）
取扱廃棄物	<u>廃プラスチック類</u> 、紙くず、木くず、 繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラ スくず・コンクリートくず及び陶磁器 くず、がれき類

平成8年11月

廃掃法及び建築基準法に基づく許可を得て産業廃棄物処理施設（焼却施設）を設置（申請者：株式会社東光）

平成25年10月～

ダイシン産業が当時休止中の本施設を取得。
再開に向けた改修等を行うが、既存の焼却施設を使用していることもあり、現行の維持管理基準に適合した燃烧ができず現在まで休止中。

令和4年9月予定

当初から焼却施設内の付帯設備として設置されていた破砕機のみを単独で中間処理施設として稼働（8時～20時）

【破砕処理施設について、建築基準法第51条の許可対象処理能力を超えるため許可が必要】

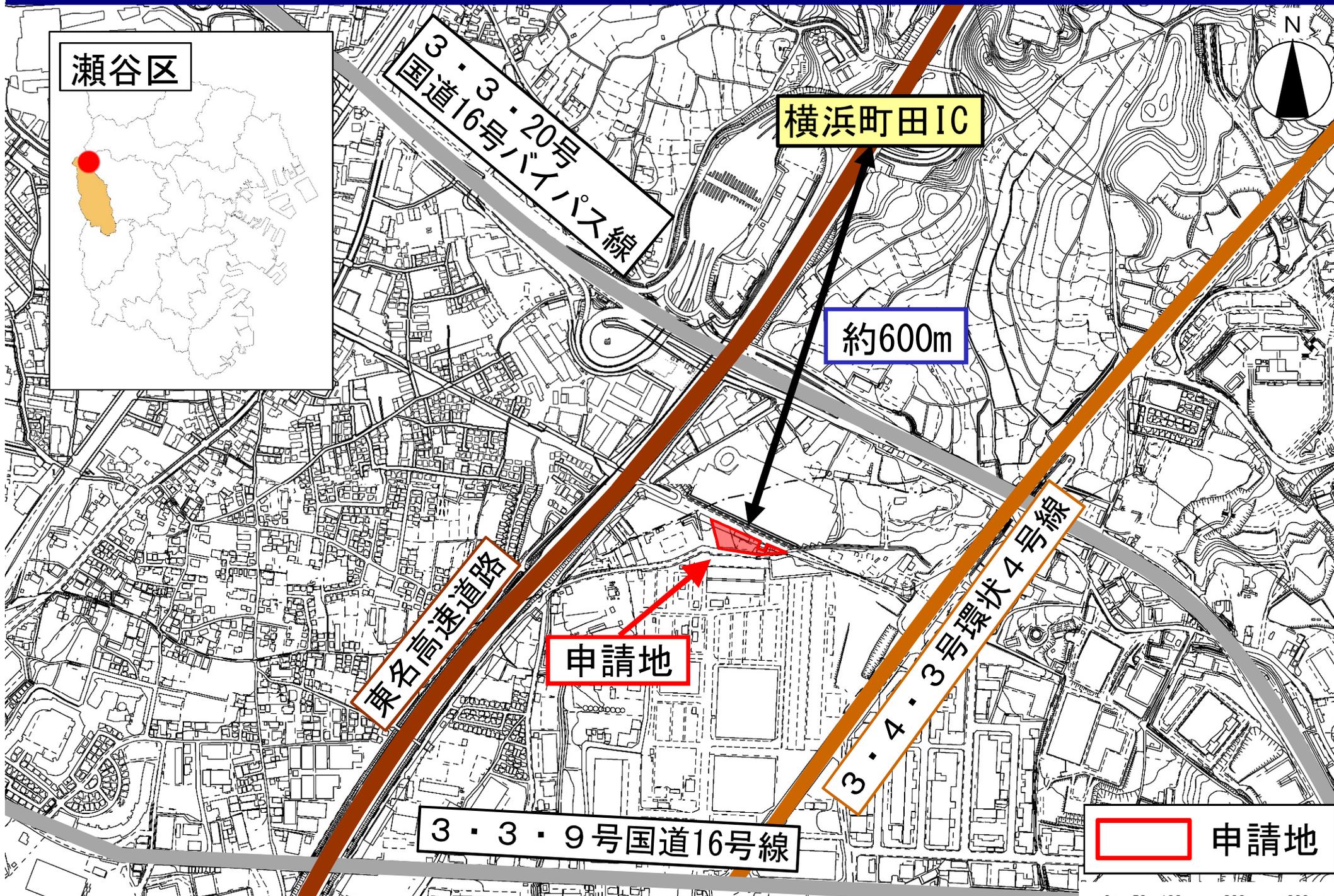
許可対象処理施設		許可対象処理能力	処理能力
(処理方式)	(品目)	(工業・工業専用地域)	(計画)
破砕	廃プラスチック類	6 t / 日超	54.36 t / 日

【許可内容】

- ・ 焼却の前処理のために設置されていた破砕機を新たに中間処理施設として稼働。

➡ 処理能力が許可対象処理能力を超えるため、
建築基準法第51条の許可が必要
(産業廃棄物処理施設の設置)

位置図



瀬谷区

3・3・20号
国道16号バイパス線

横浜町田IC

約600m

東名高速道路

申請地

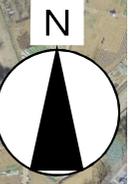
3・4・3号環状4号線

3・3・9号国道16号線

申請地

※町田市域は「2019町田市地形図」を使用して作成しています。

0 50 100 200 300 m



申請地

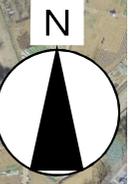
東名高速道路

3・4・3号環状4号線

3・3・9号国道16号線

申請地

■ 周辺状況



② 写真



① 写真



申請地

搬出入ルート

3・4・3号環状4号線

3・3・9号国道16号線

申請地

■ 立地

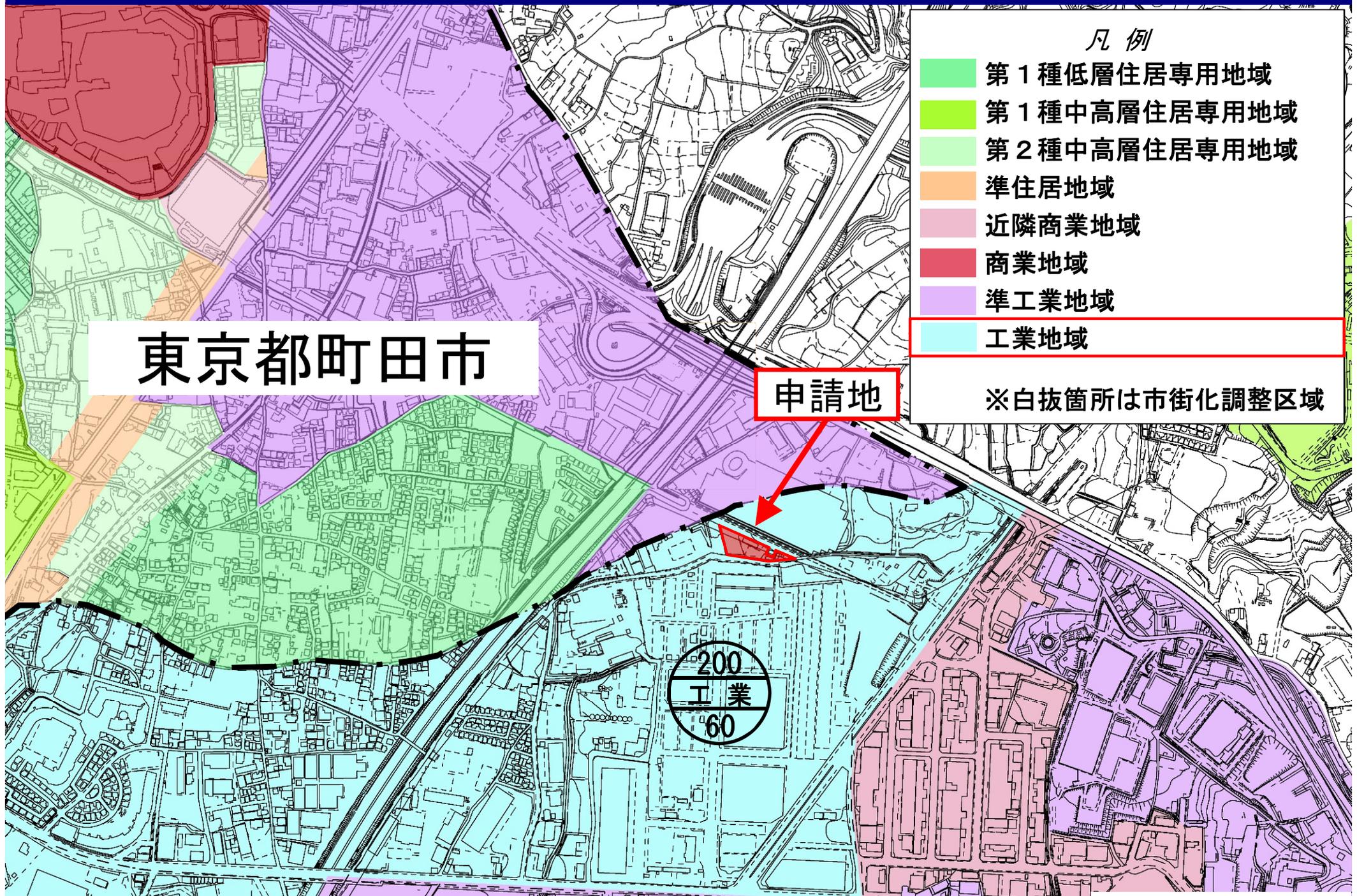
■ 道路・交通等

■ 周辺環境

■ 住民説明

※詳細は、「建築基準法第51条に基づく産業廃棄物又は一般廃棄物の処理施設に関する許可基準」を参照
(平成18年4月1日 横浜市制定)

- ・ 工業地域又は工業専用地域に建築することを基本とする。
- ・ 準工業地域又は市街化調整区域に建築する場合は、風致地区、地区計画、建築協定が指定されていない地区（区域）とする。
- ・ 住居系又は商業系の用途地域には建築しない。



東京都町田市

※白抜箇所は市街化調整区域

※町田市域は「2019町田市地形図」を使用して作成しています。

■ 立地

■ 道路・交通等

■ 周辺環境

■ 住民説明

※詳細は、「建築基準法第51条に基づく産業廃棄物又は一般廃棄物の処理施設に関する許可基準」を参照
(平成18年4月1日 横浜市制定)

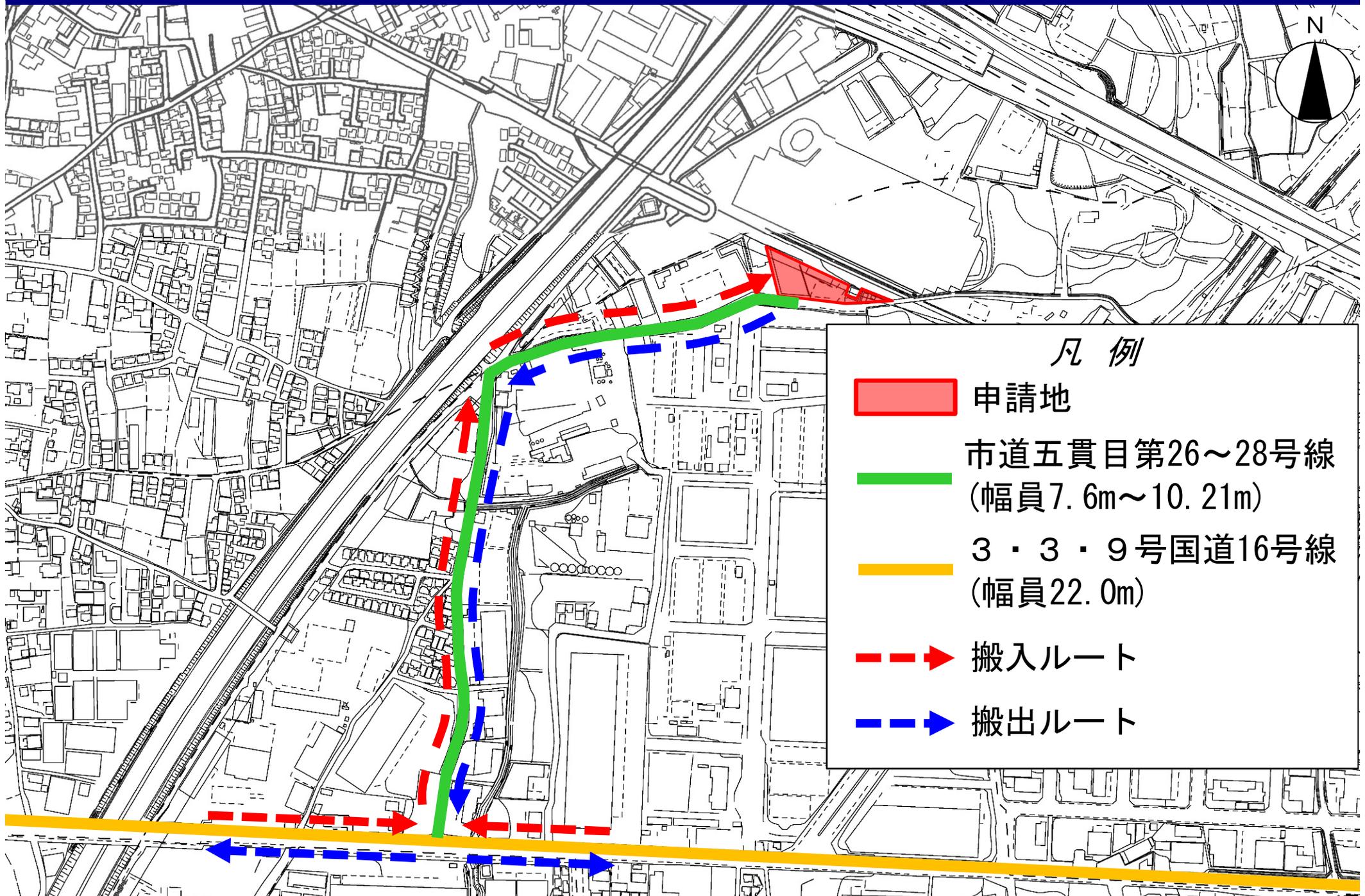
- ・ 処理施設から幹線道路に至る間の道路は、搬出入車両が安全にすれ違うことができる幅員※を有すること。

※搬出入車両が大型車：6.5m以上

小型車：5.0m以上

- ・ 処理施設の周辺道路の交通に支障が生じないように、対策を講じること。

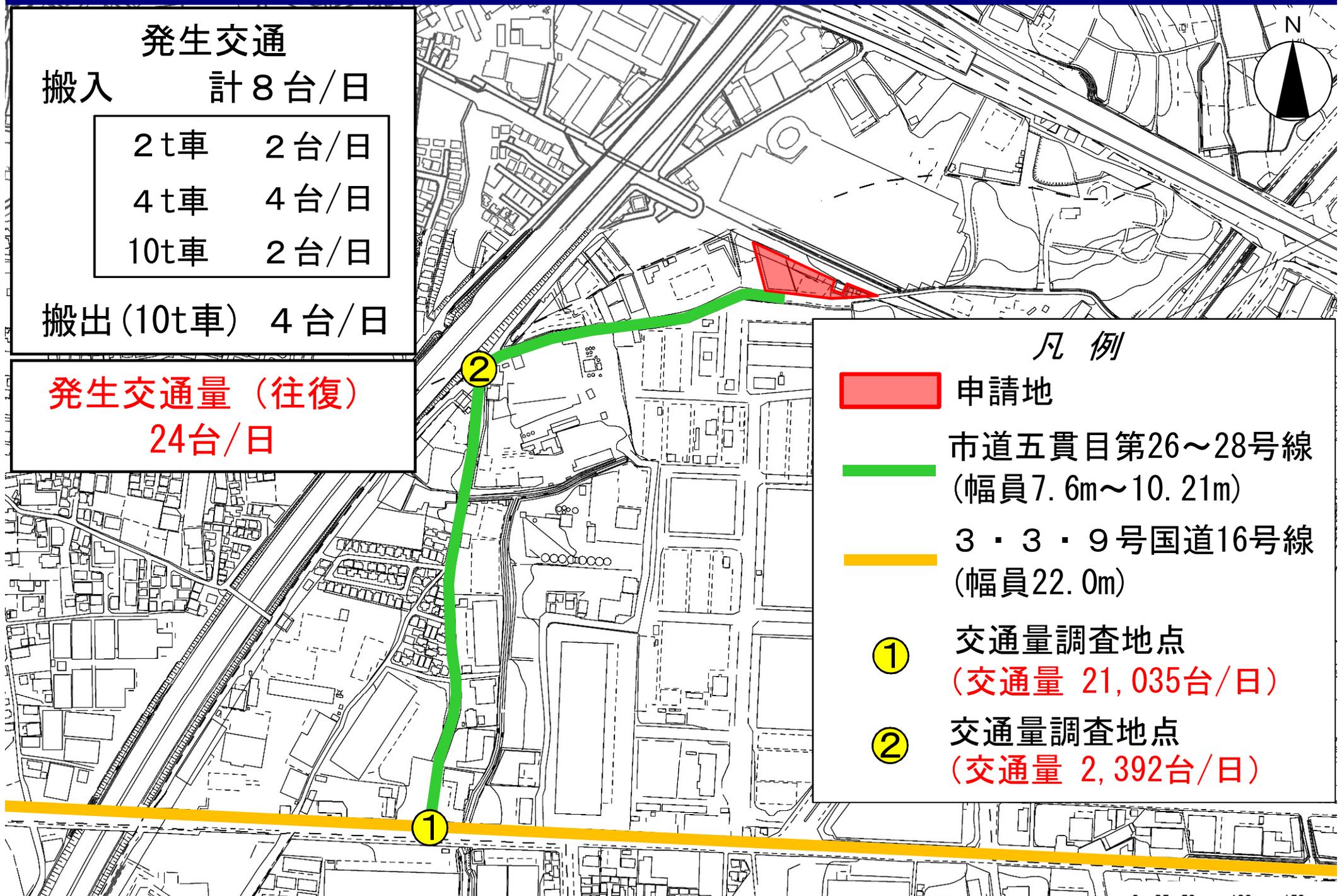
■搬出入ルート【道路、交通等】



※町田市域は「2019町田市地形図」を使用して作成しています。

0 25 50 100 150 m

■搬出入ルート【道路、交通等】



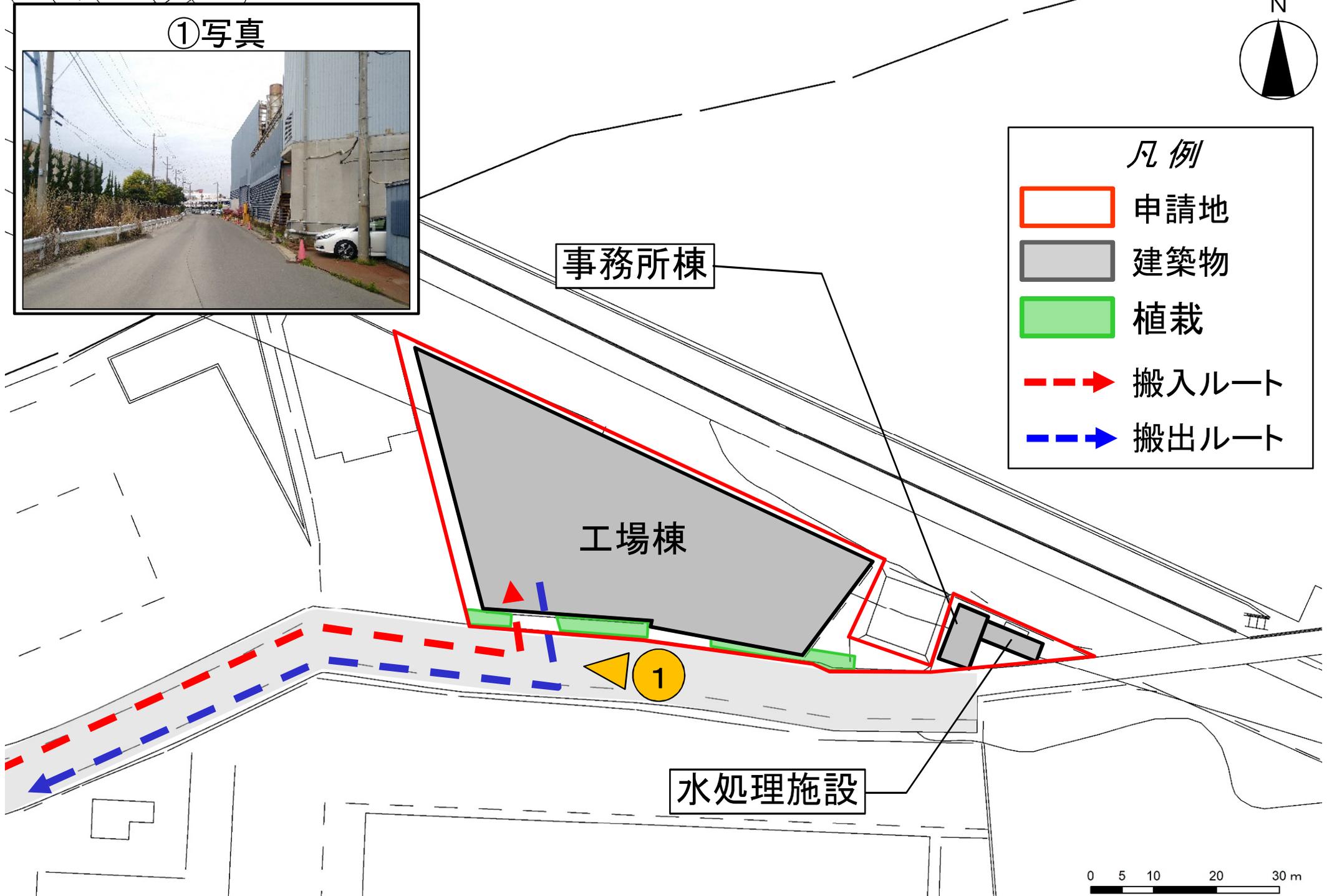
※町田市域は「2019町田市地形図」を使用して作成しています。

①写真



凡例

- 申請地 (Red outline)
- 建築物 (Grey fill)
- 植栽 (Green fill)
- 搬入ルート (Red dashed line with arrow)
- 搬出ルート (Blue dashed line with arrow)



■ 立地

■ 道路・交通等

■ 周辺環境

■ 住民説明

※詳細は、「建築基準法第51条に基づく産業廃棄物又は一般廃棄物の処理施設に関する許可基準」を参照
(平成18年4月1日 横浜市制定)

・ 内陸部に処理施設を建築する場合は、原則として学校、病院等に近接しないこと。

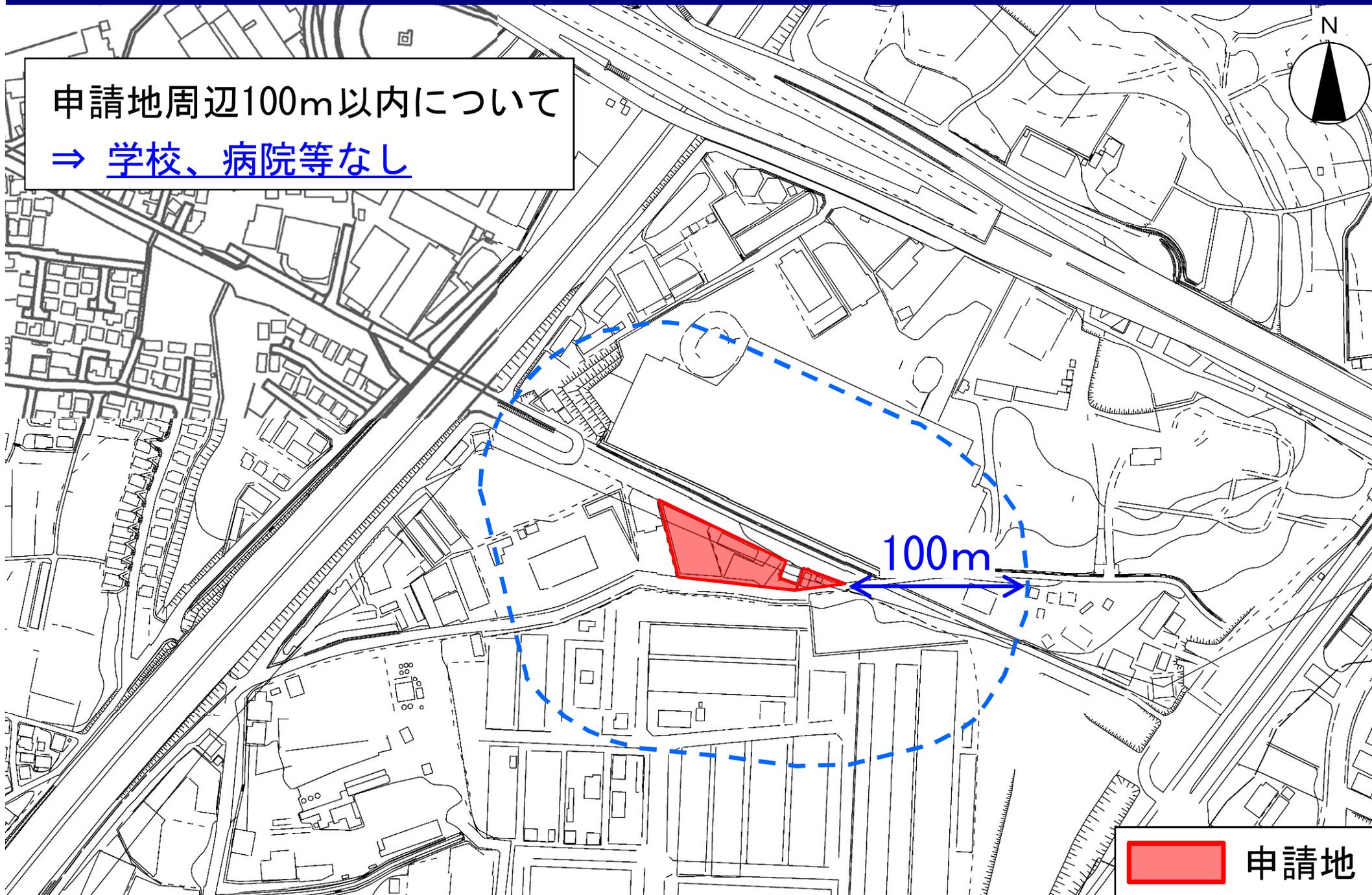
特に、100m以内に学校、病院等※₁がある場合は、これらに著しい影響※₂を与えないよう、十分な対策※₃を講じること。

※1 学校、病院、診療所、児童福祉施設若しくは老人福祉施設又は住居系の用途地域内の住宅

※2 処理施設に起因する騒音、振動又は悪臭

※3 学校、病院等の敷地境界線において、横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく住居地域の基準を満たす対策

申請地周辺100m以内について
⇒ 学校、病院等なし



※町田市域は「2019町田市地形図」を使用して作成しています。

■施設概要（配置図）

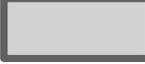
①写真

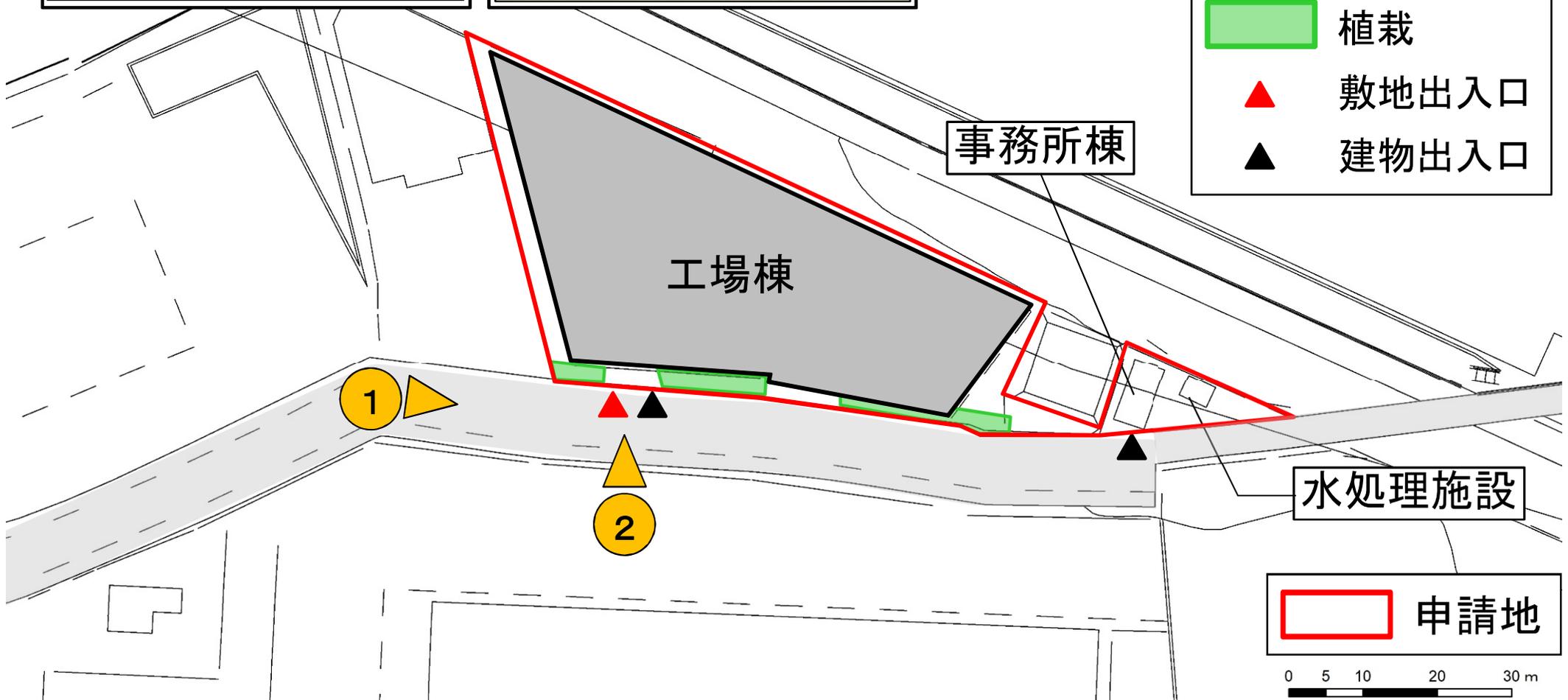


②写真



凡例

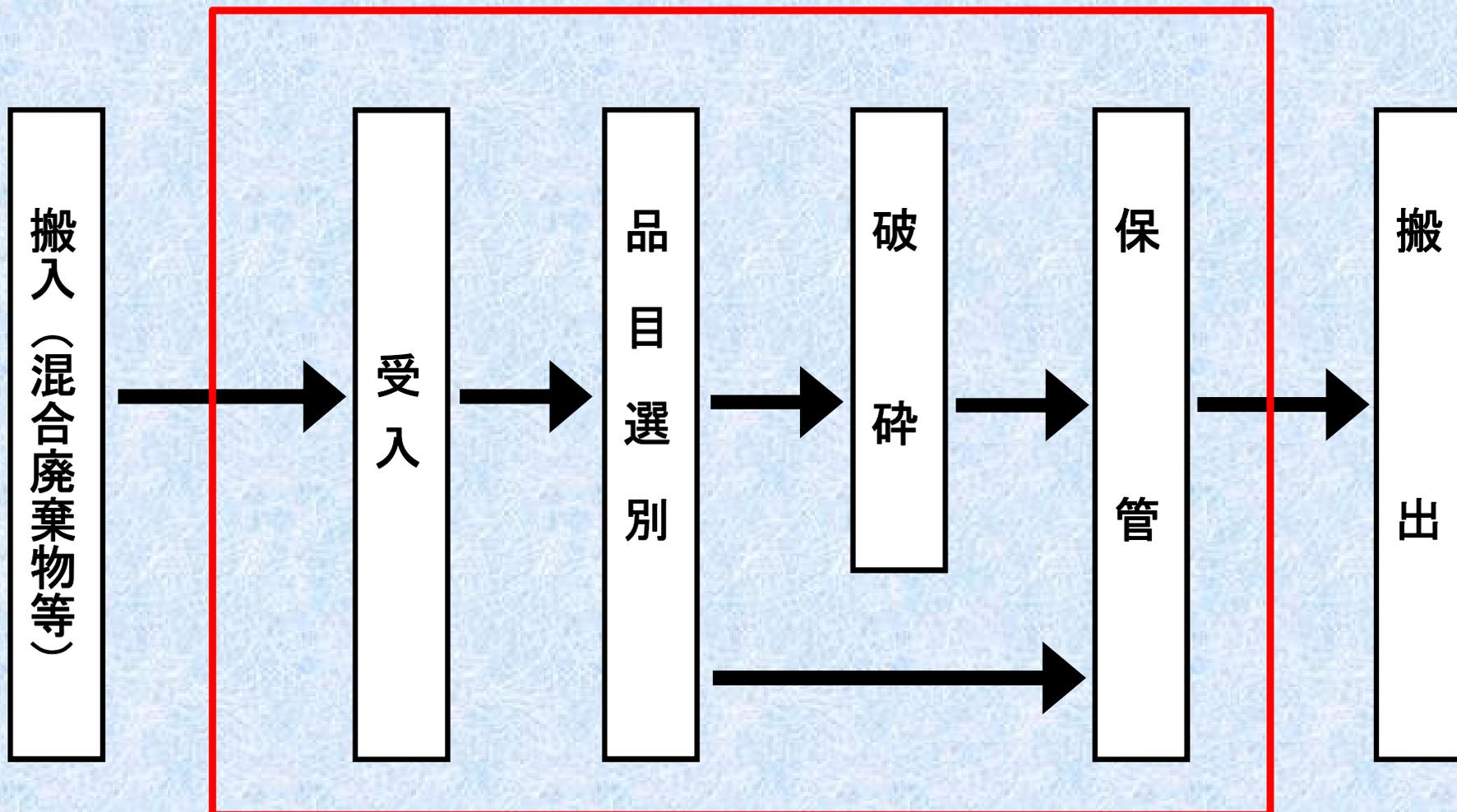
-  申請地
-  建築物
-  植栽
-  敷地出入口
-  建物出入口



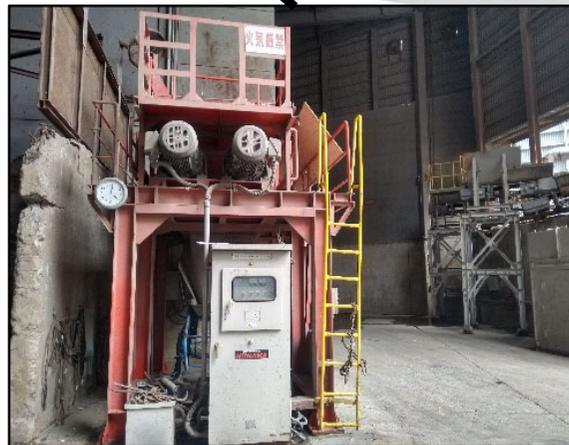
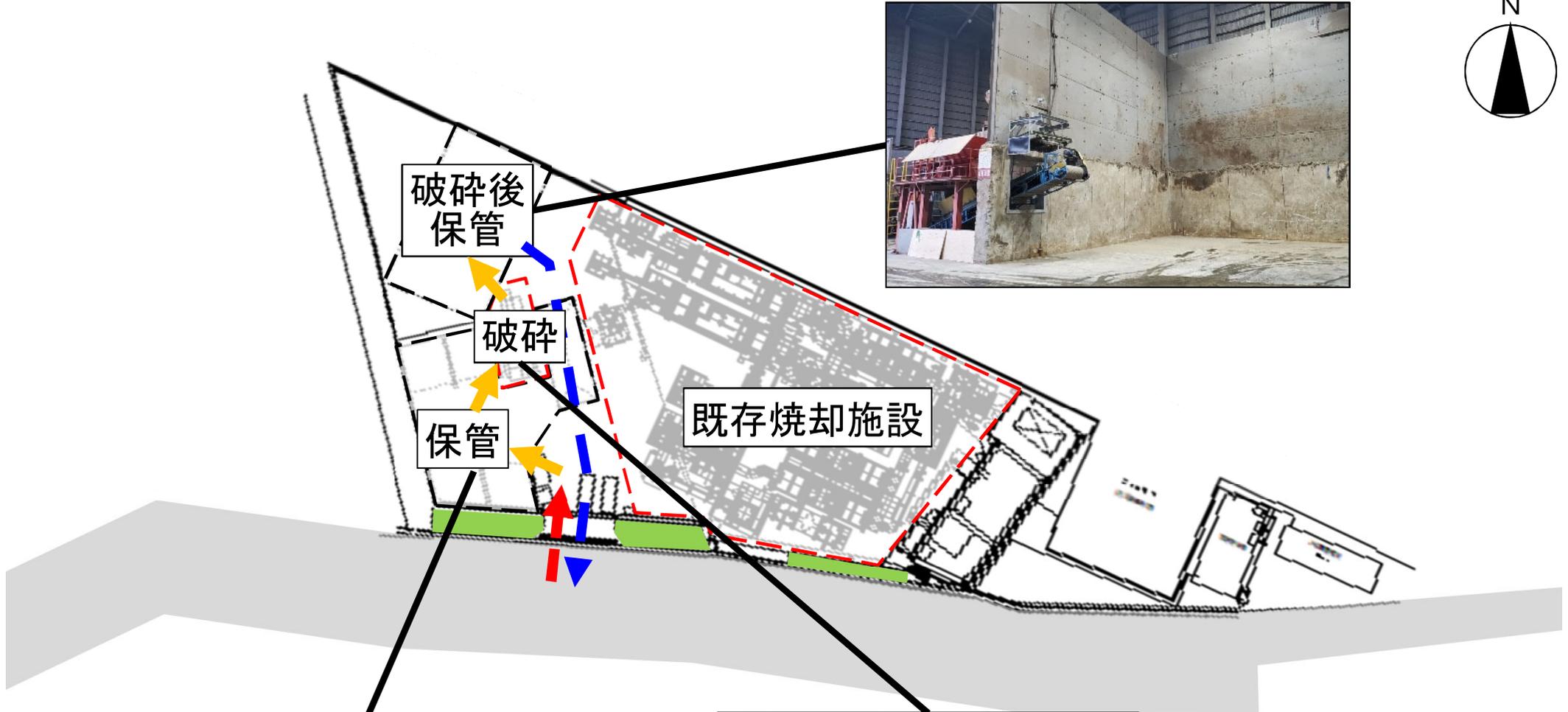
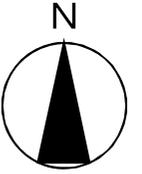
 申請地



申請地



■施設概要（平面図、処理施設）



凡例

- 処理フロー
- - → 搬入ルート
- - → 搬出ルート

0 5 10 20 30 m

関係法令：騒音規制法、横浜市生活環境の保全等に関する条例

騒音	地点	市条例に基づく規制基準		計画施設による工場騒音
	敷地境界における最大地点	昼間(8時～18時)	70 dB	
夜間(18時～23時)		65 dB		56 dB

関係法令：振動規制法、横浜市生活環境の保全等に関する条例

振動	地点	市条例に基づく規制基準		計画施設による工場振動
	敷地境界における最大地点	昼間(8時～19時)	70 dB	
夜間(19時～翌8時)		60 dB		38 dB

関係法令：悪臭防止法、横浜市生活環境の保全等に関する条例

悪臭	悪臭の発生を伴う廃棄物ではないため、悪臭の影響はありません。
----	--------------------------------

調査結果 ⇒ 全て対策を講じており基準値未満

■ 立地

■ 道路・交通等

■ 周辺環境

■ 住民説明

※詳細は、「建築基準法第51条に基づく産業廃棄物又は一般廃棄物の処理施設に関する許可基準」を参照
(平成18年4月1日 横浜市制定)

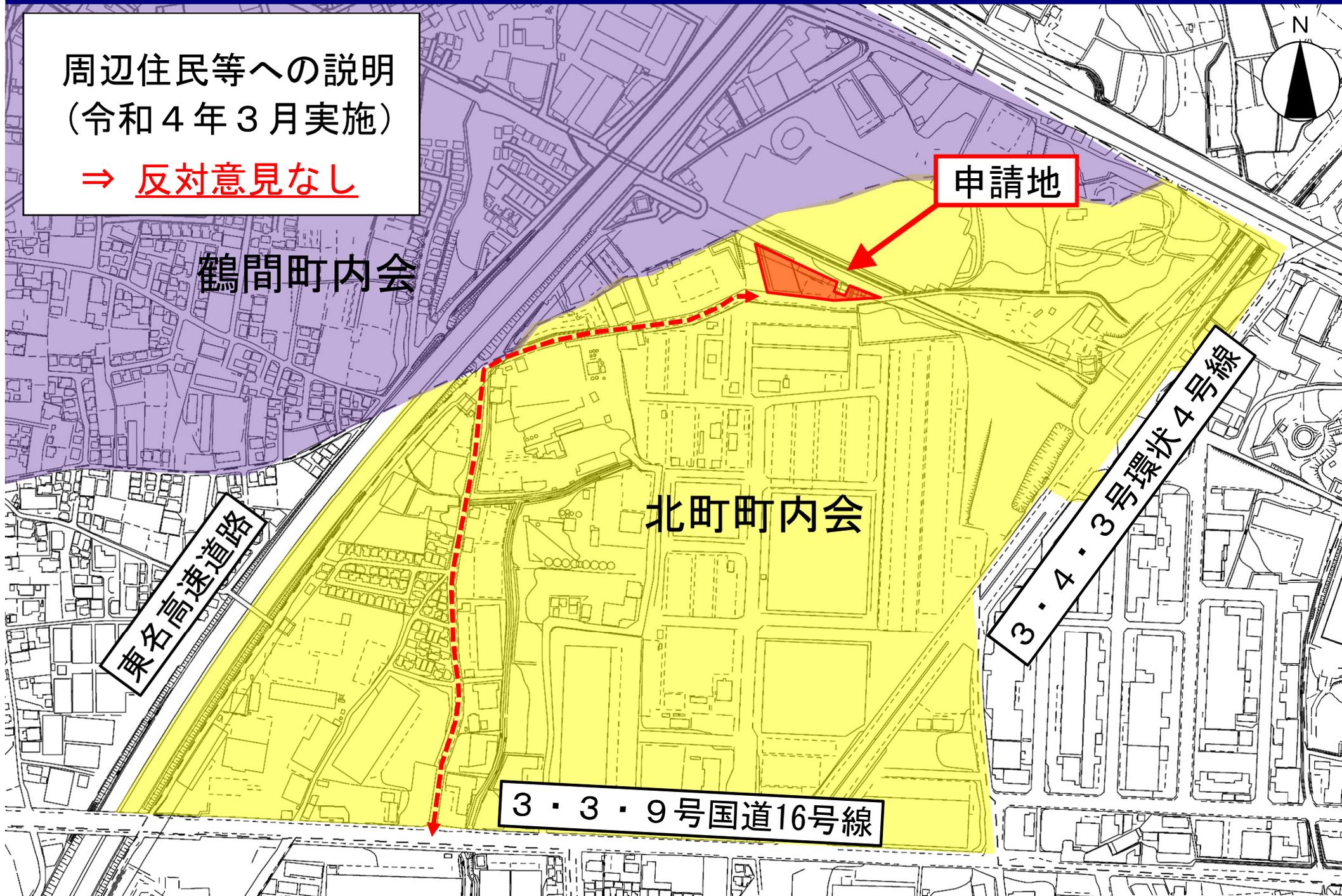
・ 周辺住民等※に建築計画の内容を説明し、理解を得るよう努めること。

- ※ (1) 幅員15m以上の幹線道路に至るまでの道路沿道住民等で組織する自治会等の団体
- (2) 隣接する敷地又は建築物の所有者又は管理者
- (3) 処理施設から100m以内の学校、病院等の所有者又は管理者

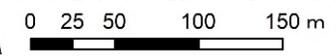
■ 建築基準法第51条許可基準【住民説明】

周辺住民等への説明
(令和4年3月実施)

⇒ 反対意見なし

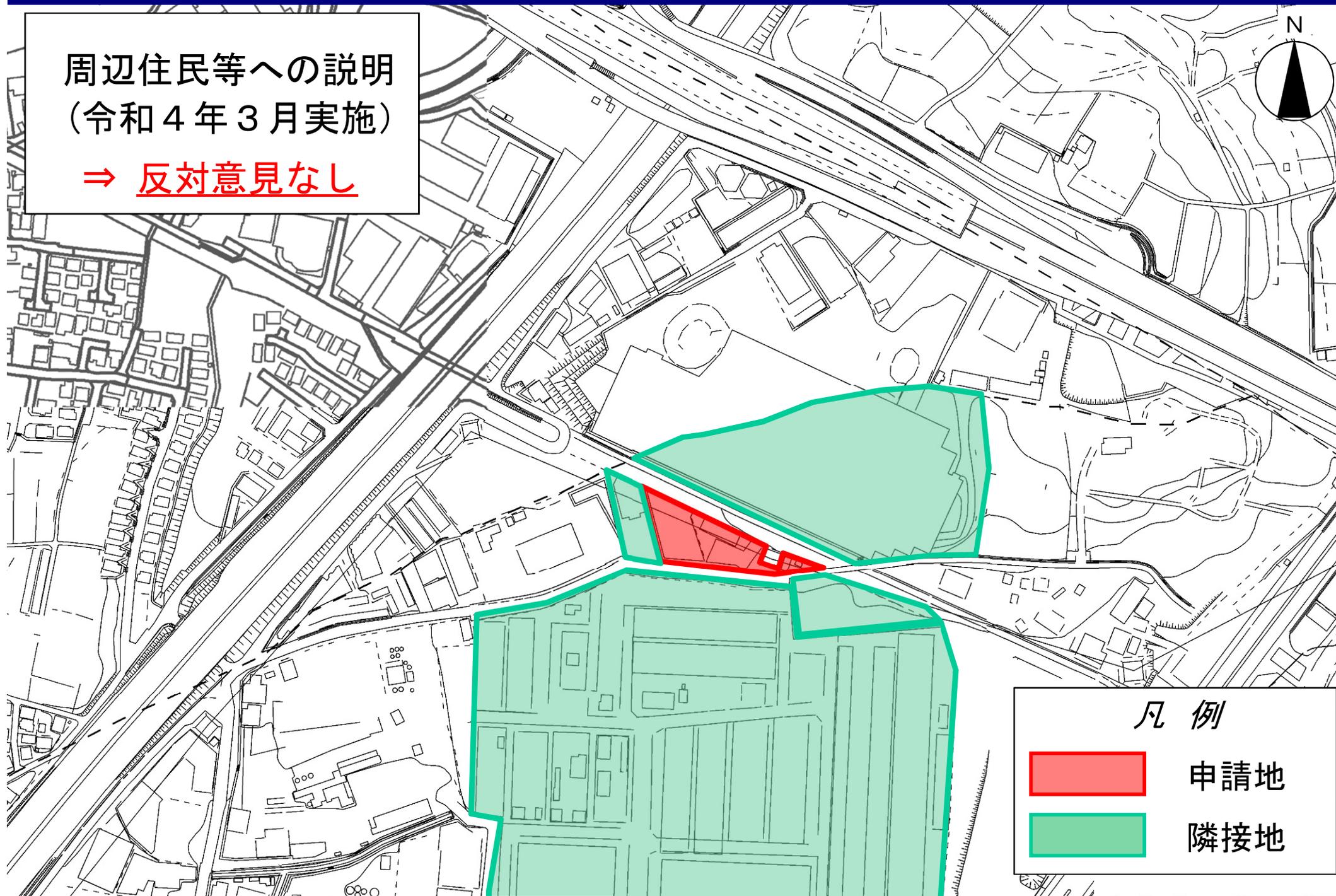


※町田市域は「2019町田市地形図」を使用して作成しています。



周辺住民等への説明
(令和4年3月実施)

⇒ 反対意見なし



※町田市域は「2019町田市地形図」を使用して作成しています。

■立地

工業地域に立地し、風致地区等の指定のない位置に立地していること。

■道路、交通等

幹線道路に至る間の道路は十分な幅員を有しており、施設への搬出入車両は、周辺交通に支障が生じないよう対策を講じていること。

■周辺環境

騒音・振動の発生源に対して、十分な対策により条例の基準値未満であること。

■住民説明

隣接住民、隣接事業者及び周辺自治会等に事業内容を説明し反対意見がないこと。

以上の理由により、許可基準に適合しており

本市として、敷地の位置は都市計画上支障ないと考えます。